

令和7年度第3回旭市子ども・子育て会議議事録(要旨)

1. 開会

【事務局】

本日の会議の公開に関しまして皆様にお諮りいたします。旭市審議会等の会議の公開に関する要綱第3条(会議の公開の原則)によりまして、原則公開となっております。本日は特に非公開とすべき議題はございませんので、公開したいと思っておりますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

※傍聴の申し出はありませんでした。

2. 会長あいさつ

春になったと言ってもまだまだ寒い日が続いています。インフルエンザも非常に猛威を振るい、患者数は下火にはなってきましたはいますが、まだまだ発生しております。

今日この会議に出席されている皆様、保護者の方や施設の運営をされている方が多数いらっしゃいますが、毎日子どもたちの状況を見て、気を使いながら過ごしているのではないのかなと思っております。

本日の会議は、1月の会議でも触れられたところですが、乳児等通園支援事業の認可及び事業者の確認についてと、事業実施に伴う第3期旭市子ども・子育て支援事業計画の変更となっております。もう1点は干潟町中央保育園の改修についてになります。

本日も委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見をいただけますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

ありがとうございました。

それでは、旭市子ども・子育て会議条例第8条第1項の規定により、ここからは会長が議長ということで、会長に進行をお願いいたします。

【会長】

それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

3. 議題

(1)乳児等通園支援事業について

【会長】

議題(1)①乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等の通園支援事業者の確認について、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(資料1、2に基づき説明)

【会長】

事務局からの説明が終わりました。何か質問はございませんか。

【委員】

この事業を利用する際の申請は、保護者が直接子育て支援課の窓口で行うのでしょうか。

【事務局】

申請については、現在国がシステムを用意しており、保護者の方がスマートフォンなどから予約できるようになる予定です。

【委員】

一般型について、在園児とは別に扱うという配慮も必要かと思われませんが、在園児とは別の扱いでしょうか。また、市外からの受け入れも考えられますか。

【事務局】

一般型につきましては、基本的に専用の保育室等を用意し受け入れるようになりますが、日常の保育の中で一緒に過ごすことも可能です。

市外からの受け入れですが、この乳児等通園支援制度というのは、全国一斉に実施されるもので、どこの保育所でも受け入れられるようにするというのが前提になっておりますので、申し込みがあれば受け入れる形になります。

【委員】

市外からの受け入れの場合、市が負担する金額は、それぞれの住所地の自治体の負担ということでよろしいですか。

【事務局】

施設利用料(1時間あたり300円)については、実際に利用した保護者の方が、施

設にお支払いいただきます。運営費については、住所地の市町村が負担するという
ことになっておりますので、保護者の方の住所がある市町村が施設に運営費を支払う
ようになります。

【委員】

資料2の1、(1)一般型の説明で、「従事者は保育士又は研修修了者とし、うち半数
以上を保育士としなければならない、かつ2名以上配置することを要する。ただし、保
育所等と一体的に実施する等、一定要件に当てはまる場合は、専任の職員1名の配
置でも可」ということですが、一定要件に当てはまる場合というのは具体的にどのよう
なケースでしょうか。

【事務局】

すでに保育を実施している保育所内の一部でこの事業を実施するというものであ
れば、専任の職員1名の配置でも可能となっております。専用施設を設ける場合は、
専任職員の配置が必要になります。

【委員】

同資料、実施方法に「本制度実施のために定員、保育室等を設定」とあるので、この
事業を行うにあたっては、別棟、または同じ園舎内でも別の部屋を確保しての運営だ
と思ったのですが、園舎の中で、この事業に利用する部屋自体は、保育所等と一体的
ということですか。

【事務局】

一般型になりますと、専用の部屋は必要になります。ただ、保育所の中で、専用の
部屋があれば、別棟ではなくても実施はできることになります。
(※後述補足説明あり)

【委員】

令和8年度から始まるということで、せっかくこのような制度ができましたので、ぜ
ひ使いたいという方がいると思うんですけども、広報はどのようにするのかというこ
とと、子育て支援課に保護者の方からの問い合わせなどがあるのか、お聞かせ願い
ます。

【事務局】

4月から事業が開始ということで、まずはホームページなどからの情報発信を予定
しております。広報にも掲載する予定です。今のところ、保護者の方からの問い合わ

せはありませんが、皆さんに広くお知らせできるように努めてまいりたいと思います。

【委員】

今回、民間保育施設で実施ということで予定されてますが、今後公立施設でも予定はありますか。

【事務局】

まだ実績がないので、様子を見ながらということになるかと思います。今すぐ公立でというのは検討はしておりませんが、希望数などを基に、受け入れ状況を検討していきます。

【委員】

資料2の1、(1)の「一定要件に当てはまる場合は専任の職員1名の配置でも可」について、お聞かせ願います。

【事務局】

この事業には保育士2名以上の配置が必要になります。1名は必ず専任の方で、もう1名は、通常保育のクラス担任の兼務でも可能になっております。

【委員】

わかりました。要するに必ず2名専任ではなくてもよいということですね。

【事務局】

この事業に関しては、一般型の場合、専任の方は必ず1名必要ですが、もう1名の先生は専任でなくても、他のクラスの担任と兼務でも大丈夫です。ただ、受け入れるお子さんの人数とのバランスにもなりますが、事業としては1名専任がいればよいということになっております。

【委員】

資料の職員配置基準で、「保育士又は研修修了者」とありますが、この研修修了者とは子育て支援員などのことですか。

【事務局】

この事業に従事するにあたっては研修があり、それを修了している方であれば大丈夫ということですよ。

【委員】

ただいま子育て支援員の資格についてお話が出ましたが、子育て支援員の資格もいろいろな種類があると思うんですけども、この事業に従事したい場合は、この事業に特化した研修を受けなければいけないということですか。

【事務局】

通常の研修と、専門の研修のカリキュラムがありまして、そちらを受けていただかないといけないことになっております。

【委員】

今の質問でお伺いします。「職員配置基準の保育士又は研修修了者」と、私先ほどこの研修修了者を子育て支援員等と言いましたけども、子育て支援員などとした場合、この事業に特化した研修があるのでしょうか。

【事務局】

基本研修に加え、こども誰でも通園制度コースというのがありまして、そちらを合わせて受けていただくようになります。

【会長】

その他質疑等ございますか。無いようでしたら、ここで皆さんにお諮りいたします。議題(1)①乳児等通園支援事業の認可及び特定乳児等通園支援事業者の確認については、この案の通りとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

意義なしということですので、この件については当会議として承認いたしました。よろしく願いいたします。

引き続き、議題(1)②乳児等通園支援事業実施に伴う第3期朝市子ども子育て支援事業計画の変更について、事務局より説明をお願いいたします。

【事務局】

(資料3に基づき説明)

【会長】

事務局からの説明がございました。ご意見等ありましたらお願いいたします。

【委員】

資料3 P2[量の見込み]の表では、令和8年度から利用者数の見込みが記載されていますが、他の市町村ではこの事業を試験的にやっていたところがあると思います。その市町村の実績として、利用者数は想定通りの量だったのかなどのデータはありますか。

【事務局】

各市町村の具体的なデータは持っておりませんが、令和7年度から試行的に始めている市町村はございます。利用時間が月10時間と限られていますので、利用時間が足りないのではという意見もあります。また、この辺だと待機児童のお子さんもそれほどおりませんが、都市部の方は待機児童のお子さんが多いため、利用者もそれなりに多いように伺っています。

【会長】

その他意見等ございますか。無いようですので、それでは皆さんにお諮りいたします。乳児等通園支援事業実施に伴う第3期旭市子ども・子育て支援事業計画の変更については、この案の通りとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

異議なしということですので異議なしと認め、当会議としても承認いたします。

【事務局】

先ほどの一般型の乳児等通園支援事業の件で補足させていただきます。先ほど専用の保育室を用意していただくとお伝えしましたが、部屋の方は別でなくても区切られていなくても大丈夫です。区切った方が良いというところではありますが、特別に別の部屋を1つ用意しなくても、実施は可能となっております。

【会長】

では、余裕型のような使い方もいいというわけですね。

【事務局】

部屋の中で、物理的に区切られていなくても大丈夫ですが、乳児等通園支援事業を利用のお子さんと、通常保育のお子さんのスペースを確保していただくようにはなるかと思います。同じ部屋の中ですみ分けができていれば大丈夫です。

【会長】

続きまして、議題(2)干潟町中央保育園の改修についてです。こちらについては事業関係者の委員がおりますので、委員は一度ご退席をお願いいたします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

【事務局】

(資料4に基づき説明)

【会長】

事務局からの説明が終わりました。何か質問はございませんか。

【委員】

資料4 上段の枠内に、現定員と整備後定員がありますが、干潟町中央保育園さんの定員は60名ではなく、40～50名ではなかったでしょうか。

【事務局】

定員60名というのは利用定員ではなく、認可定員になります。

【会長】

改修については施設を良くしたいという事業者の思いもあるかと思います。予算の方も3月議会に計上中とのことですので。

他に質疑等ございますか。

それでは干潟町中央保育園の改修につきまして、承認という方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、当会議として承認いたします。

議題(2)が終了しましたので、関係委員は再度入室をお願いいたします。

それでは引き続き会議の方を進めたいと思います。

4.その他

【会長】

次第4 その他について、事務局から3点ほど報告事項があるということですので、事務局説明をお願いいたします。

【事務局】

・公立保育所再編の進捗状況について

旭市では、少子化による利用児童の減少や施設の老朽化等の問題に対応するた

め、令和4年3月に『旭市立保育所再編計画』を策定し、公立保育所の再編を進めています。計画では、公立13カ所を6カ所に集約する予定となっています。

再編計画14ページ、最初の再編となる中央第二保育所とゆたか保育所の統合については、青年の家跡地にふたば保育所として新築し、令和7年4月から開所しております。2番目の日の出保育所ととみうら保育所の統合につきましては、日の出保育所を統合保育所とし、本年度改修工事を実施し、4月からリニューアルオープンいたします。4番目の古城保育所とまんざい保育所の統合につきましては、施設の老朽化のため、計画を前倒して、今年度末でまんざい保育所を閉所とし、令和8年4月から古城保育所を統合保育所としてスタートする予定です。現在3月議会に廃止条例案を上程中です。3番目の中央第一保育所と第三保育所の統合につきましては、令和11年度の統合となっており、来年度から準備を進めていく予定です。

全体の再編スケジュールにつきましては、17ページに記載されております。

【委員】

干潟地域のまんざい保育所と古城保育所の統合計画を前倒して、古城保育所に統合するということですが、いつからでしょうか。

【事務局】

令和8年4月から統合保育所としてスタートします。

【委員】

海上保育所については定員が非常に少なく、また園舎を建て替えたのが数年前だと思いますが、この保育所の取り扱いについては、今のところどのような計画がなされているかお伺いします。

【事務局】

海上保育所は令和元年度に改築をしました。旭市保育所再編計画では「現在の施設により保育継続」となっておりますが、先ほど委員さんがおっしゃったように、児童数が今だいぶ減少してきております。子育て支援課としてはそれを課題として捉えており、今後課内で検討を進めていく予定でおります。

【委員】

廃止された施設はどのように活用される予定ですか。

【事務局】

まんざい保育所と古城保育所については、古城保育所に統合ということで先ほど

ご説明しましたが、本来であれば、再編する保育所ごとに再編整備検討会議というのを立ち上げ、その中で場所などを検討していただくようになっております。日の出保育所ととみうら保育所はそのように進めてきましたが、今回まんざい保育所が老朽化により園舎の屋根が一部落下してしまったため、今後使用するのは危険と判断し、急遽古城保育所で合同保育を行っております。令和8年4月からは統合保育所という形になるため、順番が逆になってしましますが、今後再編整備検討会議を立ち上げ、検討してまいります。

ご質問のありました使用しなくなった保育所については、市の公共施設の整備計画の中で、借地の場合は土地を返還し、施設の縮減を図っていくということになっておりますので、市として利用予定が無ければ取り壊すこととなります。廃止となったゆたか保育所は、半分ほど借地がありましたが、今年度取り壊しの工事が終了したので、今後、所有者に土地を返還する予定です。中央第二保育所につきましては、現在旭二中の生徒が使っている旧市役所の敷地内にある卓球場が古くなってきましたので、その代替施設として今後改修して使用していく予定になっております。とみうら保育所につきましては、借地が半分程度ございますので、来年度に建物を取り壊し、土地を返還する予定で、今予算を計上しております。まんざい保育所につきましては、今後庁内の会議で検討し、方向性を決めていく予定となっております。

【委員】

いいおか保育所についてですが、計画では「飯岡地区は施設の再編が進んでおり、施設の状態も良好であることから、土地や建物は市保有のまま、民間事業者へ委託する指定管理者制度を導入」と書いてありますが、この比較的新しい施設はいつ頃公設民営にする予定でしょうか。

【事務局】

旭市立保育所再編計画 17 ページの表では、令和6年から指定管理者へ委託ということになっておりましたが、干潟保育所が鈴木学園さんに指定管理をして民間委託となった時に、市議会の方から民間委託する際のガイドラインを作った方が良いというご意見がありましたので、現在課内でガイドラインの作成をしているところです。そのため、いいおか保育所については指定管理にする予定でありますが、何年先というのは現在のところはっきり申し上げられません。

【委員】

干潟地域の保育所についてなんですけれども、まず保育所については、古城保育所に統合ということですが、今後ずっとということではなく、また検討していくということでしたので、ひとまず安心しました。旭市立保育所再編計画 14 ページの資料にも

ありますが、古城保育所については、土砂災害警戒区域内に位置しており、治山もきちんと面工事はしておりますが、やっぱりそういった危険もあっての統合っていうところもあると思います。ですので、これについては、保護者の方、地域の方の意見を十分踏まえて、統合をどのような形で持っていくのが一番いいかというのを、よく意見を聞いて進めていただければありがたいです。

2点目は、この旭市立保育所再編計画は令和4年3月発行ということですが、小中学校の再編計画はもう少し前の段階の人口統計を使って作成しているかと思います。小学校については、干潟地域がひかた椿小学校、海上地域がうなかみ小学校ということで、2箇所の統合が決定しています。(仮称)北統合中学校についても、現在代表者会議を行っています。会議の中では70億円ほどかけて建てよう、田んぼを買い取って建てようというような意見も出ているようですが、統合しても将来的に二十年も経ったら、もっと小規模の中学校になってしまうのではないかなというような話も一方でございます。

この保育所の計画についても令和4年3月の時点ということで4年が経過しており、現時点で、想定以上に出生率が下がってるんじゃないかなというふうに感じております。そうした中で、やはり当初の計画に固執するのではなく、柔軟な見直しをしていく必要があるかなというふうに感じております。公立の保育所と民間の保育所とのバランスをどのようにとっていくのかということも含めて、進めていく必要があるかと思います。多少マイナス面が伴っても、早めに決断することによって、いろんな支出が少なくなるということもあるかと思っておりますので、そういった点も含めて、進めていただけるとありがたいです。

【会長】

今の意見をお伺いして、確かに令和4年3月に策定した再編計画について、策定してから年数がある程度経っています。また内容が変更している部分もあるため再度見直ししていくというのにも必要かと思っておりますので、庁内でよく議論していただければと思います。また小中学校の話も出ましたが、それについては、それぞれ話し合いが進んでいる部分もありますし、なかなか進んでない部分もあります。所管部署が違いますが、子ども・子育て会議の中で内容を見直ししていく必要があるのではないかなというご意見がありましたということで、担当課に伝えていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは次の説明をお願いいたします。

【事務局】

・「公立保育所病児保育事業の廃止について」説明

現在、旭市では5箇所の保育所等で病児保育事業を実施しており、第3期計画では105ページ(10)病児保育事業に記載しております。このうち、公立の海上保育所では、令和2年度から病後児対応型病児保育事業を実施しており、市ホームページへの掲載や保育所、医療機関等でのチラシ配布により、事業の周知に努めてまいりましたが、登録者・利用者ともに減少傾向にあります。令和6年度では登録者数15人に対し、延べ利用者数は2人、令和7年度では2月末現在で登録者数は4人ですが、実際に利用した方はおりません。

本事業につきましては、令和6年11月からイオンタウン旭内において、民間事業所のフラワーチャイルドレンが病児対応型、病後児対応型の病事保育事業を開始しております。登録者・利用者ともに順調に増加しています。これは施設が市内の中心地に近く、利便性も高いことから保護者のニーズが高まっていると考えられます。看護師も確保されており、今後も十分な受け入れが可能であることから、海上保育所での今後の事業実施について検討を行った結果、令和7年度をもって事業を廃止することいたしました。

計画での目標値等につきましては、今後の利用状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行いたいと考えています。

【会長】

これは海上保育所でやっていたものを廃止するということですね。その他の私立保育所2箇所、認定子ども園1箇所、民間事業者1箇所についてはそのまま継続ということでしょうか。こちらについては、受け皿が別途できているということであれば、そちらを利用した方が便利なんだと思います。

それではご意見特にないようですので、もう1点事務局の方から説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

・「子育て短期支援事業(ショートステイ)」について説明

旭市第3期子ども・子育て支援事業計画の101ページ下段(6)の子育て短期支援事業は、保護者の疾病、出産、看護、あるいは事故等によってお子さんの養育が困難になった場合、児童養護施設等で一時的に養育保護する事業で、この計画に位置づけられている地域子ども子育て支援事業の一つになります。この事業につきましては、この第3期計画の策定時には実施の予定がなかったため、「市内の事業者と連携を図りながら、実施の必要性について検討していく」としておりましたが、現在ことも家庭課において事業実施に向けた検討を進めているところです。保護者の方が疾病、育児不安や育児疲れ、出産、冠婚葬祭などの理由により、一時的に家庭でのお子

さんの養育が困難となった場合に、児童養護施設等で一定期間お子さんをお預かりする短期入所の実施を想定し、令和 8 年度中の事業の開始を予定しております。

【委員】

児童福祉施設等とありますが、具体的な施設としてはどちらになりますか。

【事務局】

こども家庭課より、海上地域の滝郷学園さんにご協力をいただけることになったと伺っています。

【会長】

その他ご意見ございますか。ないようであれば議事の方は終了させていただき、事務局にお返ししたいと思います。

5. 閉会

【事務局】

それでは以上を持ちまして、令和 7 年度第 3 回旭市子ども子育て会議を終了いたします。なお、今年度の子ども・子育て会議は本日で終了となります。

委員の皆様には会議の運営等にご協力をいただきましてありがとうございました。次回の会議は令和 8 年度になります。令和 8 年度中に改めて議題がなければ、令和 9 年 1 月頃の開催予定となりますのでよろしくお願いいたします。